

いけんちんじゅつ
意見陳述

2020（令和2）年12月21日

こうそにんだいりにんべんごし
控訴人代理人弁護士

ふじきかずこ まつだ りょう
藤木和子、松田 峻

ことし がつ にち とうきょうちほうさいばんしょ きた うった みと はんけつ だ
今年6月30日、東京地方裁判所は、北さんの訴えを認めない判決を出しまし

きた まちが はんけつ なつとく とうきょうこうとうさいばんしょ こうそ
た。北さんは、間違った判決に納得できないと、ここ、東京高等裁判所に控訴

しました。今日は、東京高等裁判所での初めての裁判の日です。東京地方

さいばんしょ はんけつ じゅうだい まちが べんごだん かんが せつめい
裁判所の判決の重大な間違いについて、弁護団の考えを説明します。

せつめい さいばん かが かたがた いまちゅうもく
この説明は、裁判に来ている方々にもわかりやすいように、今注目されてい

しょうがい ひと こども がいこくじん だれ
る障害のある人、子どもや外国人など、誰にでもわかりやすい「やさしい

にほんご つか いけんちんじゅつ ぼわーぽいんと
日本語」をできるだけ使ってみます。また、この意見陳述とパワーポイント

もじ よ ユーディーでじたるきょうかしょたい つかって
の文字は読みやすいUDデジタル教科書体を使っています。

おんせいにほんご ふじき にほんしゅわ まつだ たんとう
また、音声日本語は藤木が、日本手話は松田が担当します。

はんけつ まちが
1 判決の間違いは3つです。

(1)判決は、「優生保護法は国が憲法によって約束したことを破っていたかどうか」という大切な問題を無視して、答えを出しませんでした。

意思決定をする自由

(2)優生手術による人権侵害(人の権利を奪うこと)について、判決に書いてあるのは、憲法13条が守る「自分の子どもをもつかどうかを自分の考えで決める自由」を奪った、ということだけでした。

優生保護法の優生手術で一番大きな人権侵害は何でしょうか。それは、国が「不良」な人間、つまり、**だめな人間だときめつけたこと**、これにより、「個人の尊厳」を傷付けたこと、**すなわち、人として大切にできなかったこと**、です。

しかし、判決はそのことを全く書いていません。

(3)さらに、判決は、簡単にいうと、このようなことを言っています。「国は人権侵害をしたけれど、手術の時からもう20年過ぎました。平成8年(1996年)に優生保護法がなくなった時から数えても、もう20年過ぎています。時間切れです。もう国の責任は消えてしまいました。」これは、「**裁判をしても無駄です。**」と言っているようなものです。

状況は

もう国への請求はできません

しかし、優生保護法で個人の尊厳が傷付けられた**こと**は、優生保護法がなくなって24年経った今も、社会の中に強く残っています。それを判決は**考えて**いません。

見過ごしています

苦しみの重さを見過ごしています

また、判決は北さんと家族がどれだけ苦しんだか、考えていません。北さんは、優生手術を受けたとき、14歳の少年でした。そのときだけではなく、77歳の今まで、ずっと苦しんできました。北さんのお姉さんや家族も苦しんできました。しかも、どんなに苦しくても、優生手術を受けたことは、誰にも、家族にさえ言えない、言うてはいけないことでした。国は、北さんと家族が、死ぬまで苦しむようにしたのです。

2 東京高等裁判所に強く言いたいことが4つあります。

判断してください。

(1)まずは、国が、北さんに対して、きちんと謝る必要があると、はっきり言うてください。

(2)優生保護法が、優生手術を受けた人を人として大切にせず、個人の尊厳を

大切にす憲法を破っていたことについて、きちんと裁判所の考えを言うてください。

判断してください。

(3)「20年過ぎたから、もう時間切れです。」という考えをやめてください。

この3つめが大切なので、その理由を3ついいます。

20年過ぎたから、請求権はなくなると期間の壁を設けるべきではありません。

① 国は、優生保護法を作り、差別・偏見を広め、多くの人に優生手術を受けさせ、傷つけ、苦しませてきました。自分が人を傷つけ苦しませたのであれば、傷ついたことをできるだけ元に戻し、差別・偏見をなくし、自ら、間違っ

怠っています

ていたと反省しなければなりません。しかし、国は、今まで何もしていません。

② 優生手術は国による「拷問」にあたります。「拷問」とは、その人が悪い

と勝手に決めて、その人にひどい傷をつけることです。優生手術は、日本も入

っている国際人権条約が禁止する「拷問」にあたります。そして、国際人権

裁判を起こす期間を制限されません

条約によると、拷問された人は何年経っても国に対して裁判をすることができ

ます。つまり、「20年過ぎたから、時間切れです。」という考えは、国際

国際条約に反します

社会で決めたルールに反しています。

国から時効を主張することは、権利濫用にあたり許されません。

③ 国が「20年過ぎたから、時間切れです」というのは、正義に反し、許され

ないことです。北さんたちを手術で傷つけたのは、国です。しかも、国によっ

て、「不良」(だめな人)と決めつけられた場合は、「だましてでも優生手術を

存在そのものを否定されてもいい

受けさせなければいけない」、「そのような人は差別・偏見を受けるのが当た

り」という考え方が広がりました。そのせいで、優生手術を受けた人は、

黙るしかなく、傷つけられたことを人に言うことができませんでした。

被害の声を上げること

国が手術をし、しかも、国のせいで誰にも言えなかった。それなのに、国が

作った法律、民法724条後段という法律で「20年過ぎたから、もう時間切れで

す。国の責任は消えてしまいました。」と被害者ではなく、被害者を傷つけた

国が守られるのは、誰がどう見てもおかしいです。

正義に反します

4 さいばんしよ ゆうせい ほ ごほう つく きず ひと なに こっかい
(4)裁判所は、優生保護法を作ったのに傷ついた人に何もしてこなかった国会に
せきにな い
も責任があると行ってください。

こっかい ゆうせい ほ ごほう ひと きず ほうりつ つく きず ひと
国会が優生保護法という人を傷つける法律を作ったのなら、傷つけられた人
あたら ほうりつ つく ぜったいひつよう あ まえ
のために新しい法律を作ることが絶対必要であり、当たり前のことです。しか
こっかい いま きず ひと すく ほうりつ つく
し、国会は今でも、傷ついた人をきちんと救う法律を作っていません。

3 さいご とうきようこうとうさいばんしよ さいばんかん ねが
最後に、東京高等裁判所の裁判官にお願いしたいことです。

ゆうせい ほ ごほう くに まちが くに せきにな い
優生保護法について、国が間違っていた、と国の責任をはっきり言えるのは
さいばんしよ とうきようこうとうさいばんしよ ゆうせい ほ ごほう くに けんぽう やくそく
裁判所だけです。東京高等裁判所は、優生保護法は国が憲法により約束したこ
やぶ くに ゆうせいしゅじゅつ ひがいしゃ ひと たいせつ こじん
とを破っていたこと、国は優生手術の被害者を人として大切にせず「個人の
そんげん きずつ しゅじゅつ う ひと かぞく くる
尊厳」を傷付けてきたこと、手術を受けた人と家族がずっと苦しんできたこと
み かんが
を、きちんと見て、考えてください。

くに かって ひと き ひと ひと き も い かた そんざい
国は勝手にだめな人だと決めつけた人を、人としての気持ち、生き方、存在
たいせつ ところ からだ きず いっしょうくる う
を大切にせず、心と体に傷をつけ、一生苦しませ、生まれてくるはずだった
いのち うば なが れきし なか くに いちばん
命を奪いました。長い歴史の中でも、これは国がした一番ひどいことであり、
ぜったい ゆる しゅじゅつ う ひがいしゃ きも
絶対に許してはいけません。そんな手術を受けた被害者の気持ちはどんなもの
きた たちば かんが はじ ただ
か、北さんの立場になって考えてください。そうすることで初めて、正しい

はんけつ か おも
判決を書けると思います。そうしなければ、さいばんしょ しめい は
とと同じです。

ひと
人なら、だれでも、くに ひと たいせつ
国から人として大切にされなければいけません。けんぽう
憲法と

こくさいじょうやく き
国際条約で決まっている世界共通の正義、そして、さいばんかん りょうしん
裁判官の良心にしたが
い、なに ただ
何が正しいのかをよく かんが はんけつ だ
考えて判決を出してください。

いじょう
以上